

起草委員会の設置について（案）

1 設置目的

審議会に諮問された事項の答申案を作成するため、審議会の下部機関として起草委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 組 織

委員会は、中央区基本構想審議会条例第3条第1号の委員をもって組織する。

3 設置期間

審議会に諮問された事項の答申の日までとする。

4 委 員 長

委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

5 運 営

委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

6 審議結果

審議会において報告する。

【 参 考 】

中央区基本構想審議会条例（一部抜粋）

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する40人以内の委員をもって組織する。

- 1 学識経験を有する者
- 2 区議会議員
- 3 区民又は区の区域内の公共的団体の構成員
- 4 区の職員

起草委員会委員構成（案）

氏名	役職
竹内 誠	江戸東京博物館名誉館長
市川 宏雄	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科長
リシャール コラス	シャネル株式会社代表取締役社長
和気 康太	明治学院大学社会学部教授
中西 史	東京学芸大学理科教育学分野講師
金井 利之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
伊藤 香織	東京理科大学理工学部教授
榊原 美樹	明治学院大学社会学部講師

（委員8名）